

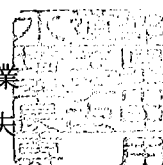
幸水告示第1号

幸手市水道事業料金徴収等業務委託に関する告示

地方公営企業法第33条の2第1項により、幸手市水道事業料金徴収等業務を別表のとおり委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和5年3月31日

幸手市水道事業
幸手市長 木村純夫



別表

項目	内容
公金の種類	水道料金及び分担金
委託の範囲	水道事業料金徴収等業務
委託期間	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
受託者の住所 及び名称	埼玉県幸手市緑台1丁目19番11号 株式会社 日本ウォーターテックス 代表取締役 佐藤 亮